

法務委員会 質問要旨

令和3年4月14日

立憲民主党

階 猛

※答弁者は法務大臣のみ

1. 特定少年は少年法上の少年だが、他の国法では成人となるのか
2. 法定刑が罰金刑以下の罪を特定少年が犯した場合、保護処分ではなく刑事処分が相当として逆送決定が行われるのはいかなる場合か
3. 短期1年以上の自由刑を犯した特定少年につき逆送決定するかどうかを判断する要素は、現行少年法と改正少年法でどのように変わるのか
4. 短期1年以上の自由刑を犯した特定少年につき、現行少年法の下で保護処分となっていた事案が改正少年法施行後に逆送となることはあるか、あるとすれば具体的にどのような場合か
5. 特定少年の虞犯を保護処分の対象としないことは、論理必然か政策判断か
6. 特定少年につき人の資格に関する法令の適用をするにあたり、特定少年の進路選択に与える影響を考慮したのか
7. 特定少年につき実名推知報道を認めるより、当該事件の被害者等の名誉やプライバシーへの配慮に関する規定を置くべきではないか
8. その他、これまでの私の質疑への大臣答弁に関する質問

以 上

・配布資料がある場合は追って提出